平成２９年（フ）第４１５号
静岡市葵区竜南１丁目４番10号
破産者　株式会社まるみつ
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５１２号
名古屋市名東区望が丘319番地
破産者　株式会社アライブ
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２３０号
鹿児島県鹿児島市草牟田町10番地26
破産者　株式会社下道組
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第７５５号
東京都新宿区高田馬場４丁目14番６号
破産者　有限会社ラズエル
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９８５号
千葉県船橋市習志野１丁目15番14―１号
破産者　株式会社カチドキ（旧商号株式会社高栄）
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２９１号
茨城県筑西市玉戸1053番地１
破産者　株式会社サブリナフェア
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４号
長野県飯田市上郷黒田1875番地５
破産者　株式会社アイシーエフ
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所飯田支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第７４８号
北九州市小倉南区中曽根東３丁目３番51号
破産者　佐藤　幸宏
1　破産債権の届出期間　平成30年６月15日まで
2　一般調査期日　平成30年６月29日午前10時30分
平成30年５月22日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１０３５号
京都府長岡京市長岡１丁目28番６号
破産者　田中　二郎
1　破産債権の届出期間　平成30年６月22日まで
2　一般調査期日　平成30年７月４日午後３時45分
平成30年５月25日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２２６号
北九州市戸畑区牧山１丁目６番14号
破産者　江口　秀則
1　破産債権の届出期間　平成30年６月22日まで
2　一般調査期日　平成30年７月６日午前11時
平成30年５月22日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第４１９号
埼玉県川口市八幡木３丁目29番１号２階
破産者　有限会社友美製版
1　破産債権の届出期間　平成30年６月25日まで
2　一般調査期日　平成30年８月27日午前10時30分
平成30年５月24日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３７号
三重県鈴鹿市若松西５丁目30番27号
破産者　中濵　克久
1　破産債権の届出期間　平成30年６月25日まで
2　一般調査期日　平成30年８月17日午前11時
平成30年５月25日　津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第３２号
群馬県藤岡市中2001番地１
破産者　株式会社長組
1　破産債権の届出期間　平成30年７月19日まで
2　一般調査期日　平成30年９月12日午前10時15分
平成30年５月24日　前橋地方裁判所高崎支部

破産管財人変更

平成２９年（フ）第７２号
山口県宇部市大字車地55番地の１
破産者　有限会社西村表具内装
破産管財人　大﨑　真が死亡したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　大田　明登
平成30年５月23日　山口地方裁判所宇部支部

特別清算開始

平成２９年（ヒ）第２０９９号
東京都千代田区霞が関３丁目６番15号
清算株式会社　株式会社第一プロダクション
代表清算人　岸部　清隆
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令変更

平成２９年（再）第２０号
東京都港区赤坂２丁目12番31号
再生債務者　タカタ株式会社
主文　頭書の事件につき、当裁判所が平成29年６月26日にした監督命令について、主文第４項を次のとおり変更する。
「4　再生債務者が次に掲げる行為をするには、監督委員の同意を得なければならない。
⑴　再生債務者が所有又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（常務に属する取引に関する場合を除く。）
⑵　再生債務者の有する債権について譲渡、担保権の設定その他一切の処分（再生債務者による取立てを除く。）
⑶　財産の譲受け（商品の仕入れその他常務に属する財産の譲受けを除く。）
⑷　貸付け
⑸　金銭の借入れ（手形割引を含む。）及び保証
⑹　債務免除、無償の債務負担行為及び権利の放棄
⑺　別除権の目的である財産の受戻し
⑻　事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結」
平成30年５月23日
東京地方裁判所民事第20部

監督命令取消

平成２９年（再）第５号
静岡県磐田市福田1201番地の１
再生債務者　有限会社スズキ薬品
主文　平成29年７月25日にした監督命令を取り消す。
平成30年５月24日
静岡地方裁判所浜松支部民事部破産係

再生手続開始

平成３０年（再）第１号
千葉県四街道市四街道1522番地（１―506）
再生債務者　飯田　晃久
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年７月４日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成30年７月31日から平成30年８月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係